

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人豊寿会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2、計画内容

目標1

男女ともに育児休業取得率を100%とする。

<目標達成のための対策>

8年4月～ 育児休業の取得状況を把握し、課題を検討する。

9年4月～ 制度に関するチラシ等を作成し、配布等により周知する。

10年3月～ 休業取得の実績をまとめ、次年度の計画に反映させる。

目標2

年次有給休暇の取得率を65%以上にする。

<目標達成のための対策>

8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

9年4月～ 付与日数の65%を計画的に取得できるよう各部署において年休の取得計画を策定する。

10年3月～ 休暇取得の実績をまとめ、次年度の計画に反映させる。